

11月12日(木)～25日(水)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

問合先 市役所市民協働推進課 (☎31-4504)

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず許されるものではありません。特に、女性を対象とした、夫やパートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどについては、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが必要となっています。

また、暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めていくことや、暴力の被害に遭っていないながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらうとともに、被害者や関係者が相談窓口等にためらうことなく相談できるようにしていくことが必要です。



独りで悩まないで相談窓口へ。早めの相談が問題解決への第一歩です！

下記の各機関では「女性に対する暴力」についての相談を受け付けています

女性に対する暴力相談窓口

配偶者や交際相手からの暴力、デートDV
についての相談

- ◆釧路総合振興局配偶者暴力
相談支援センター
(☎41-1110)

- ◆市役所こども支援課 (☎31-4204)

- ◆阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)

- ◆音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)

- ◆駆け込みシェルター釧路 (☎32-7704)

- ◆釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)



性犯罪に係る被害や売春強要などの相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
(☎#8891)

人身取引に係る被害相談

釧路方面本部警察相談センター (☎#9110)

ストーカー行為等の被害相談

釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)
北海道立女性相談支援センター (☎011-666-9955)

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに ついての相談

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
(☎011-709-2715)

幣舞橋等の「パープル・ライトアップ」を実施

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「独りで悩まず、まずは相談をしてください」というメッセージを込めて、「幣舞橋」とぬさまい広場内にある「Cool KUSHIRO」モニュメントの「パープル・ライトアップ」を実施します。 ※11月14日(土)は除く。



釧路市物価高騰対策消費者支援事業

くしろ市民応援クーポンは 利用しましたか？

利用期限は**11月30日(月)午後11時59分まで**

配付対象者：2026 (令和8) 年4月15日時点で釧路市に住民票があった方全員

問合先

くしろ市民応援クーポンサポートセンター (☎050-5865-9445)

平日・祝日午前9時～午後6時 (土・日曜日) 担当課 市役所商業労政課



届いたはがきの、この部分がクーポンです。クーポンは現金との併用ができ、1円単位で最後まで使い切ることができます。